

奈良市地域自立支援協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため奈良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 障害福祉サービスの基盤整備に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発に関すること。
- (6) 障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (7) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (8) その他障がい者の支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員30名以内で構成する。

2 運営委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 学識経験者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 高齢者福祉関係者
- (6) 保健・医療関係者
- (7) 地域福祉関係者
- (8) 教育関係者
- (9) 就労支援関係者
- (10) 行政関係機関の職員
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 運営委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 運営委員が欠けた場合における補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第6条 協議会の運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、運営委員会に運営委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会に部会長1名及び副部会長1名以上を置く。

2 部会長は、運営委員会で選任し、副部会長は、部会を構成する部会員の互選により定める。

3 部会長は、部会の議長となり議事を整理し、部会の事務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の運営委員及び構成員は、協議会の活動を通じて知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、法第77条第1項に規定する相談支援事業を委託する指定特定相談支援事業者に委託することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。